

議案第27号

目黒区水害援護資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区水害援護資金貸付条例の一部を改正する条例

目黒区水害援護資金貸付条例（昭和58年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「つぎの各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第3号中「・全壊・」を「、全壊、」に改め、同条第6号を削る。

第6条中「資金は、」の次に「連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は」を加え、「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「延滞の場合を除きその利率を年3パーセント以内で規則で定める率」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

資金の貸付けを受けようとする者が連帯保証人を立てる場合において、当該連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

第10条中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第12条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の目黒区水害援護資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第3条及び第6条の規定は平成31年4月1日以後に生じた水害により被害を受けた世帯の世帯主に対する水害援護資金の貸付けについて、改正後の条例第12条の規定は同条の違約金のうち同日以後の期間に対応するものについて適用する。

(説明) 水害援護資金の貸付けに係る要件及び利率を見直し、償還方法を拡充するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区水害援護資金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行 案	現 行 条 例
(貸付けを受けることができる者の資格)	(貸付けを受けることができる者の資格)	(貸付けを受けることができる者の資格)
第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。	第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、つきの各号に定める要件を備えている者でなければならない。	第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、つきの各号に定める要件を備えている者でなければならない。
(1)・(2) (現行に同じ。)	(1)・(2) (省略)	(1)・(2) (省略)
(3) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯又は住居が半壊・全壊・滅失又は流失した世帯であること。	(3) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯又は住居が半壊・全壊・滅失又は流失した世帯であること。	(3) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯又は住居が半壊・全壊・滅失又は流失した世帯であること。
(4)・(5) (現行に同じ。)	(4)・(5) (省略)	(4)・(5) (省略)
(利率)	(6) 確実な連帶保証人が1人以上あること。	(利率)
第6条 資金は、連帶保証人を立てる場合は無利子とし、連帶保証人を立てる場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。	第6条 資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。	第6条 資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
(連帶保証人)	(連帶保証人)	(連帶保証人)
第9条 資金の貸付けを受けようとする者が連帶保証人を立てる場合においては、改正点	第9条 第3条第6号に規定する連帶保証人は、つきの各号に定める要件を	第9条 第3条第6号に規定する連帶保証人は、つきの各号に定める要件を

て、当該連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならぬ。

v.

(1)～(3) (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

(償還方法)

第10条 資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし、それぞれ元金均等償還の方法によるものとする。ただし、第8条の規定に基づき資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

(違約金)

第12条 区長は、借受人が償還金又は前条の規定による一時償還すべき金額を、それぞれの支払期限までに支払わなかつたときは、償還すべき金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、年5パーセントの割合をもって、支払期限の翌日から支払当日までの日数により計算して得た額を違約金として徴収する。ただし、当該支払期支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

備えている者でなければならない。

(1)～(3) (省略)

2 (省略)

(償還方法)

第10条 資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還とし、それぞれ元金均等償還の方法によるものとする。ただし、第8条の規定に基づき資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

(違約金)

第12条 区長は、借受人が償還金又は前条の規定による一時償還すべき金額を、それぞれの支払期限までに支払わなかつたときは、償還すべき金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、年10.75パーセントの割合をもって、支払期限の翌日から支払当日までの日数により計算して得た額を違約金として徴収する。ただし、当該支払期限までに支払わないことは、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。